ハヱ　小児入院医療管理料４を算定する場合　48点
ハヒ　小児入院医療管理料５を算定する場合　33点
ハモ　回復期リハビリテーション病棟入院料１を算定する場合　19点
ハセ　回復期リハビリテーション病棟入院料２を算定する場合　18点
ハス　回復期リハビリテーション病棟入院料３を算定する場合　16点
ハン　回復期リハビリテーション病棟入院料４を算定する場合　15点
ニイ　回復期リハビリテーション病棟入院料５を算定する場合　15点
ニロ　回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する場合　15点
ニハ　地域包括ケア病棟入院料１（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料１（40日以内の期間）を算定する場合　27点
ニニ　地域包括ケア病棟入院料１（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料１（41日以上の期間）を算定する場合　26点
ニホ　地域包括ケア病棟入院料２（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料２（40日以内の期間）を算定する場合　26点
ニヘ　地域包括ケア病棟入院料２（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料２（41日以上の期間）を算定する場合　25点
ニト　地域包括ケア病棟入院料３（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料３（40日以内の期間）を算定する場合　22点
ニチ　地域包括ケア病棟入院料３（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料３（41日以上の期間）を算定する場合　21点
ニリ　地域包括ケア病棟入院料４（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料４（40日以内の期間）を算定する場合　19点
ニヌ　地域包括ケア病棟入院料４（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料４（41日以上の期間）を算定する場合　18点
ニル　地域包括ケア病棟入院料１（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料１（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合　23点
ニヲ　地域包括ケア病棟入院料１（41日以上の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料１（41日以上の期間）（特定地域）を算定する場合　22点
ニワ　地域包括ケア病棟入院料２（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料２（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合　22点
ニカ　地域包括ケア病棟入院料２（41日以上の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料２（41日以上の期間）（特定地域）を算定する場合　21点
ニヨ　地域包括ケア病棟入院料３（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料３（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合　19点
ニタ　地域包括ケア病棟入院料３（41日以上の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料３（41日以上の期間）（特定地域）を算定する場合　18点
ニレ　地域包括ケア病棟入院料４（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料４（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合　16点
ニソ　地域包括ケア病棟入院料４（41日以上の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料４（41日以上の期間）（特定地域）を算定する場合　15点
ニツ　特殊疾患病棟入院料１を算定する場合　15点
ニネ　特殊疾患病棟入院料２を算定する場合　12点
ニナ　特殊疾患病棟入院料１（注４のイの(1)）を算定する場合　14点
ニラ　特殊疾患病棟入院料１（注４のイの(2)）を算定する場合　13点
ニム　特殊疾患病棟入院料２（注４のロの(1)）を算定する場合　12点
ニウ　特殊疾患病棟入院料２（注４のロの(2)）を算定する場合　11点
ニヰ　特殊疾患病棟入院料１（注６のイの(1)）を算定する場合　12点
ニノ　特殊疾患病棟入院料１（注６のイの(2)）を算定する場合　11点
ニオ　特殊疾患病棟入院料２（注６のロの(1)）を算定する場合　11点
ニク　特殊疾患病棟入院料２（注６のロの(2)）を算定する場合　10点
ニヤ　特殊疾患病棟入院料１（注７のイ）を算定する場合　14点
ニマ　特殊疾患病棟入院料２（注７のロ）を算定する場合　11点
ニケ　緩和ケア病棟入院料１（30日以内の期間）を算定する場合　38点
ニフ　緩和ケア病棟入院料１（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　34点
ニコ　緩和ケア病棟入院料１（61日以上の期間）を算定する場合　25点
ニエ　緩和ケア病棟入院料２（30日以内の期間）を算定する場合　36点
ニテ　緩和ケア病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　33点
ニア　緩和ケア病棟入院料２（61日以上の期間）を算定する場合　24点
ニサ　精神科救急急性期医療入院料（30日以内の期間）を算定する場合　22点
ニキ　精神科救急急性期医療入院料（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　19点
ニユ　精神科救急急性期医療入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　17点
ニメ　精神科急性期治療病棟入院料１（30日以内の期間）を算定する場合　14点
ニミ　精神科急性期治療病棟入院料１（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　12点
ニシ　精神科急性期治療病棟入院料１（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　11点
ニヱ　精神科急性期治療病棟入院料２（30日以内の期間）を算定する場合　11点
ニヒ　精神科急性期治療病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　９点
ニモ　精神科急性期治療病棟入院料２（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　９点
ニセ　精神科救急・合併症入院料（30日以内の期間）を算定する場合　24点
ニス　精神科救急・合併症入院料（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　22点
ニン　精神科救急・合併症入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　21点
ホイ　児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する場合　17点
ホロ　精神療養病棟入院料を算定する場合　７点
ホハ　認知症治療病棟入院料１（30日以内の期間）を算定する場合　11点
ホニ　認知症治療病棟入院料１（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　10点
ホホ　認知症治療病棟入院料１（61日以上の期間）を算定する場合　８点
ホヘ　認知症治療病棟入院料２（30日以内の期間）を算定する場合　８点
ホト　認知症治療病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　７点
ホチ　認知症治療病棟入院料２（61日以上の期間）を算定する場合　６点
ホリ　特定一般病棟入院料１を算定する場合　27点
ホヌ　特定一般病棟入院料２を算定する場合　23点
ホル　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料１に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　23点
ホヲ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料１に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　22点
ホワ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料２に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　22点
ホカ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料２に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　21点
ホヨ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料３に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　19点
ホタ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料３に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　18点
ホレ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料４に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　16点